

水資源機構かんがい排水事業造成施設管理

1. 趣旨

- (1) 水資源機構が行う管理事業は、水資源開発基本計画に基づき、水資源機構かんがい排水事業で造成された施設について、地域の農業情勢及び社会情勢の変化に対応した管理を行うことにより、施設の設置された目的にかなうよう、かつその効用を適正に発揮させることを目的とする。
- (2) また、施設の長寿命化の観点に立った施設の予防的な保全対策を通じて、ライフサイクルコストの低減、施設の信頼性の向上及び施設管理の合理化を推進していく必要がある。このため、施設の機能診断及び劣化の状況に応じた適切な予防保全対策を実施するものとする。

2. 事業内容

- (1) 水資源開発施設及び愛知豊川用水施設（以下、水資源開発施設等）の中で、公共性の高い基幹的施設の適正な管理を実施する。
- (2) 水資源開発施設等（土地改良区に管理を委託する施設に限る）について、以下を実施する。

施設機能保全計画の策定

- ア 施設状況調査
- イ 施設機能診断
- ウ 施設機能保全計画の策定

機能保全対策の実施

施設機能保全計画に基づいて、着実な実施を図る。

- ア 施設機能監視
- イ 予防保全工事
- ウ 機能保全工事

3. 事業実施主体 独立行政法人水資源機構

4. 採択要件等

項目	採択要件等	補助率
水資源機構かんがい排水事業造成施設管理	以下の要件を併せもつもの 水資源開発施設等 次に該当する施設であること ・治水及び利水上、高度の公共性を有し、操作にあたって技術的配慮が必要であること ・他種利水との調整が必要であること ・操作による利害が2都府県以上にわたること	55%
(水資源開発施設等 保全管理事業)	以下の要件を併せもつもの 水資源開発施設等 土地改良区に管理を委託する施設であること	50%

5. 平成19年度概算決定額（平成18年度予算額）

2,222,000(2,235,000)千円

【担当課：農村振興局 総務課 機構調整室】